

学校いじめ防止基本方針

東京都北区立なでしこ小学校

令和 7 年 4 月 1 日策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、北区立なでしこ小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任（主幹）、（学年主任）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、生活指導部等からなる、いじめ対策のための校内組織を設置します。いじめやいじめの疑いがある事案が発生した場合に会議を設定し、現状と対応の進捗状況を確認したり、今後の対応策を決定したりし、いじめの解消を図ります。

3 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

なでしこ小におけるいじめ問題への対応

～定義とそれぞれの対応についての考え方、主な取組について～

生活指導部

1 いじめの定義の共通理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

○教職員が同じ感覚の基、連携して生活指導にあたるよう、毎週実施する生活指導夕会を活用するなどして定期的に定義の内容を教職員間で確認する。その上で、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、重大事態となることを防ぐ。

2 いじめを未然に防止するための取組

【考え方】

- 児童が友達や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができるようにする。
- 一人一人が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- 毎年校内で学校評価を実施し、取組の改善を図る。

【主な取組】

- ・ 道徳教育、学級活動の充実(いじめを題材とした授業を年2回実施)
- ・ あいさつ運動の推進 ・ 異学年交流の充実(なかよしタイム)
- ・ 児童と教師の信頼関係の構築(一緒に遊ぶ、対話)
- ・ WEBQU を活用した学校生活に関する意識調査の分析と活用
- ・ 情報モラル教育(正しい知識、実践力の獲得)の実施
- ・ いじめに関する教員研修の実施(年2回)

3 いじめを早期発見し、早期対応

【考え方】

- 早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、小さな兆候であっても、感じた違和感に敏感でいることや、いじめと捉え、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。児童が示す小さな変化や表情等(SOS)と見られる危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- 教職員同士が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

【主な取組】

- ・ いじめ対策のための校内組織を設置する。いじめやいじめの疑いがある事案が発生した場合には対策会議(いじめ対策委員会及び生活指導部会を活用)を設定し、現状と対応の進捗状況を確認したり今後の対応策を決定したりしていじめの解消を図る。
- ・ ふれあい月間(6月、11月)及び2月にアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・ スクールカウンセラーによる全員面談の実施(5年)
- ・ 学年間での実態把握、情報共有する時間の確保

- ・週に1度、夕会にて全教職員で情報共有
- ・休み時間等の管理職、教職員の校内巡視
- ・保護者会にて、いじめの定義等の共通理解
- ・関係学年や生活指導主任、管理職間への報告、連絡、相談を密に行い組織的解決を図る

4 重大事態への対応

【重大事態とは】

- いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【対応の内容】

- ・いじめられた児童の安全確保
- ・いじめた児童の別室指導
- ・いじめ対策委員会(管理職、生活指導主任、学年主任、学級担任)の招集、事実関係の把握、今後の対応の決定
- ・教育委員会への報告
- ・関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等)、専門家(スクールソーシャルワーカー等)との相談、連携
- ・カウンセラー、養護教諭と連携し被害児童の心をケア
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携

5 家庭や地域との連携

【各家庭(P T A)での取組】

- ・学校公開日、個人面談、保護者会等にて、いじめについて共通理解
- ・児童の寂しさやストレスに気付く方法、褒める・叱る・励ます等関わり方等の情報提供
- ・日常的な児童への積極的なあいさつ、声掛けの協力依頼
- ・電話相談窓口の周知(北区教育総合相談センターいじめ相談窓口 ☎03-3905-3110)
(東京都教育相談センター24時間いじめ相談ホットライン ☎0120-538-288)

【地域での取組】

- ・日常的に児童への積極的なあいさつと声掛けの依頼
- ・公園や近所の中で、困っている児童への積極的な声掛けと学校・保護者への連絡、報告の依頼(民生委員、児童委員、主任児童委員との連携)
- ・学校評議員会での情報提供